

寒川町営プール条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
～ 略 ～			～ 略 ～		
(プールの開場期間等)			(プールの開場期間等)		
第4条 プールの開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。			第4条 プールの開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。		
区分	開場期間	開場時間	区分	開場期間	開場時間
25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時まで	25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
50メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	多目的広場	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
2 (略)			2 (略)		
～ 略 ～			～ 略 ～		
1・2 (略)			(制定附則)		
3 当分の間、第4条の規定にかかわらず、 <u>25メートルプールを休止し、50メートルプール、スライダープール及び幼児プールの開場期間を7月の第3土曜日から8月31日までとする。</u>			附 則		
～ 略 ～			1・2 (略)		
			<u>(削る)</u>		
			～ 略 ～		
			(改正附則)		
			附 則		
			<u>(施行期日)</u>		
			1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>		
			<u>(準備行為)</u>		
			2 <u>寒川町営プール条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。</u>		